

日南市介護職員・介護支援専門員等研修受講費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険制度を安定的に運営していくため、介護サービス事業所等における新たな人材の確保、職員の定着及び介護の質の向上に資する研修並びに資格更新のための研修に係る受講料等の費用を予算の範囲内において補助するものとし、日南市補助金等交付規則（平成21年規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護支援専門員 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という）第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。
- (2) 主任介護支援専門員 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。
- (3) 研修 次のアからウに掲げるものをいう。
 - ア 介護職員初任者研修 省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修であって、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロに基づき宮崎県の指定を受けた介護員養成研修事業者が行う研修をいう。
 - イ 介護支援専門員更新研修 法第69条の8第2項及び省令第113条の18に規定する更新研修であって、都道府県が行う研修をいう。
 - ウ 主任介護支援専門員更新研修 省令第140条の68第1号第2号に規定する研修であって、都道府県が行う研修をいう。
- (4) 介護サービス事業所等 次のアからサまでに掲げる事業を営む市内に所在する事業所をいう。
 - ア 法第8条第1項に規定する居宅サービスを行う事業
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
 - ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
 - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを行う事業
 - オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
 - カ 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業
 - キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム
 - ク 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - ケ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
 - コ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
 - サ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- (5) 介護職員等 介護サービス事業所等に就業している介護従事者をいう。（介護従事者以外の事務員、清掃員、調理員は除く。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、住民基本台帳に登録されている者
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 日南市暴力団排除条例（平成23年日南市条例第29号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者ではない者

(補助対象経費、補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、介護職員初任者研修、介護支援専門員更新研修、主任介護支援専門員更新研修に要した受講料とする。

- 2 前項の受講料について、補助対象者が雇用されている介護サービス事業者、国、本市以外の地方公共団体、公益団体等から補助を受ける場合には、当該補助を受けた金額を補助対象経費から差し引くものとする。
- 3 前項の補助対象経費には、補講にかかる費用や研修会場までの交通費、食費、振込手数料等は含まないものとする。
- 4 第1項に規定する補助対象経費の上限額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 介護職員初任者研修	上限4万円
(2) 介護支援専門員更新研修	上限5万円
(3) 主任介護支援専門員更新研修	上限4万円

(補助の要件)

第5条 補助対象者は、申請日時点において、研修に要した受講料を完納していなければならない。

- 2 介護職員初任者研修の補助対象者にあつては、前項の要件に加え、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。
 - (1) 申請日時点において研修を修了しており、かつ、その修了日が、申請日の属する年度の前年度の1月1日以降であること。
 - (2) 市内に所在する介護サービス事業所等において、介護職員等として就業している者、内定を得て介護職員等として就業予定の者又は就業を希望する者
- 3 介護支援専門員更新研修の補助対象者にあつては、第1項の要件に加え、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。
 - (1) 介護支援専門員証の更新後又は更新予定であり、かつ、介護支援専門員更新研修の修了日が申請日の属する年度であること。
 - (2) 市内に所在する介護サービス事業所等において、研修修了日の前後で3か月以上就労し、申請日時点で引き続き就労していること。
- 4 主任介護支援専門員更新研修の補助対象者にあつては、第1項の要件に加え、介護支援専門員証の更新後又は更新予定であり、かつ、主任介護支援専門員更新研修の修了日が申請日の属する年度であること。

(補助金の申請)

第6条 補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日南市介護職員・介護支援専門員等研修受講費用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 受講した研修の受講料が分かるもの（研修パンフレットなど）
- (2) 研修の終了証明書の写し
- (3) 介護支援専門員更新研修、主任介護支援専門員更新研修に係る申請にあつては、介護支援専門員証の写し
- (4) 受講料等の領収書の写し
- (5) 就業・内定証明書（様式第2号）ただし、申請日の前1か月以内に発行されたものに限る。
- (6) 介護サービス事業所等に就業を希望する者にあつては、介護サービス事業所就業申告書（様式第3号）
- (7) 市民税等を滞納していないことを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、日南市介護職員・介護支援専門員等研修受講費用補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付が決定した者（以下「補助決定者」という。）は、前条に規定する補助金の交付決定及び額の確定があつたときは、日南市介護職員・介護支援専門員等研修受講費用補助金請求書（様式第5号。次号において「請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

- (1) 預金通帳の写し（口座番号、金融機関名、支店名が記載されたページ）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助決定者に速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取消すとともに、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 日南市介護職員・介護支援専門員等研修受講費用補助金申請取下げ届出書（様式第6号）の提出による辞退の申出があつたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定が取消された者に対し、日南市介護職員・介護支援専門員等研修受講費用補助金交付決定取消通知書（様式第7号）によりその旨を

通知し、やむを得ない場合を除き、本事業への再申込を受け付けないこととする。

(関係書類の保存)

第 10 条 補助決定者は、この補助金に係る関係書類等を、補助金の交付を受けた翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和 8 年 9 月 1 日から適用する。